平成２５年５月９日

各　位

会 社 名　　不 二 製 油 株 式 会 社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　清 水　洋 史
コード番号　2607（東証・大証 各第１部）
問合せ先　　ＩＲ・広報部長　　隈部　博史
（ＴＥＬ　０７２－４６３－１０３５）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成２２年５月７日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年６月２２日開催の当社第８２回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧プランの有効期間は平成２５年６月開催予定の第８５期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成２５年５月９日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、会社法施行規則第１１８条第３号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第１１８条第３号ロ（２））として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、お知らせいたします。 会社支配に関する基本方針および本プランの内容については、本プレスリリースⅠ以下をご参照ください。

なお、本プランの旧プランからの主な変更点は、対抗措置の発動判断のほかに大量取得行為に関する当社株主の皆様の意思を確認できることとしたことです。

平成２５年３月３１日現在における当社の大株主の状況は、別紙２のとおりです。同日時点において、当社株式は、20.74％を保有する伊藤忠商事株式会社をはじめとして、伊藤忠グループが25.74%を保有しますものの、当社は、今後、株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増すこと等を考慮すると当社株式の大量取得行為がなされる可能性は否定できないと考えております。

なお、当社は、本日現在、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受け

ている事実はありません。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要且つ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内･海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全･品質･環境を最優先する。“を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉である①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を強化するとともに研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホールダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべ

きか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、原則として会社法上の株主総会における株主の皆様の意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

１．当社の企業価値の源泉について

当社は１９５０年の創業以来、「新しい植物性油脂と大豆たん白」を基軸として「人マネはしない」を基本姿勢に、独自の生産技術で、常に時代が求める独自性をもった製品を開発し続けて参りました。

また、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内･海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全･品質･環境を最優先する。“を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉は以下の通りであり、これらをさらに強化することが企業価値の向上に不可欠と考えています。

①独自の技術開発力

当社グループは創業以来、植物性油脂と大豆たん白を基礎原料に従来にない開発･生産技術で独自性を追求して参りました。これら独自の技術から生まれた数々の高シェア製品群が収益に貢献しています。技術開発力を核に変革を興す“技術経営”の思想を事業活動の根幹とし、基礎研究、製品開発、ソフト開発が連携し、新技術、新製品、新市場の開発に注力しています。

②食のソフト開発力による提案営業

当社グループはお客様とのコミュニケーションを大切にし、ソフト開発担当者が営業と一緒になって、お客様のご要望を聞き、ニーズに対応したソフト開発を行なっています。そのための施設『フジサニープラザ（国内３ヶ所、海外４ヶ所、シンガポール・上海・広州・バンコク）』ではお客様とケーキやパンの共同試作研究や実演講習ができる調理用施設を備え、当社のスタッフがお客様のご要望を聞きながら、共同で新製品のソフト開発に取り組んでいます。

③国内･海外ネットワーク

国内グループ会社９社と当社の生産拠点は生産、販売、流通でそれぞれの役割を担っており、関東、関西の拠点から全国のお客様へ迅速で柔軟に製品をお届けするとともに、自然災害等のリスク回避にも対応できる体制を整えています。

海外グループ会社１７社は原料確保、生産、販売などにおいて、それぞれに特性を持つ海外８ヶ国に立地し、相互に密接な連携を持つグローバルネットワークを構築し、日本で培った技術を実践しながら、世界の市場ニーズに的確に対応しています。

④食の安全を実現する体制

食品メーカーとして、「安全･品質･環境を最優先する。」を経営の前提と位置づけ、各部門の品質管理と品質保証部による検証という縦横の管理体制を構築し、ISO や HACCP など国際的な認証取得を推進しています。また、すべての製品の安全･品質を確認し、お客様に安心して使用していただくために、トレーサビリティシステムの充実にも積極的に取り組んでいます。

⑤企業の社会的責任

当社グループは原料となるすべての農水産畜産物を育む水・土・空気・太陽光など自然環境の保護は、持続可能な企業活動のための必須課題であり社会的責任であると考え、「省エネルギー」「温室効果ガスの削減」「給排水量の削減」「廃棄物の削減とリサイクル」「製品への環境配慮」など環境保全活動に積極的に取り組んでいます。

また、主原料であるパーム油産業育成のため、環境や地域社会に配慮した「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO)」への参画や「不二たん白質研究振興財団」を発足し大豆たん白質ならびにその関連分野に関する研究助成など、食品メーカーとしての社会貢献に取り組んでいます。

２．企業価値向上に向けた取組みについて

当社グループは、平成２３年４月にスタートした中期経営計画「Global & Quality 2013」（平成２３年４月～平成２６年３月）の最終年度を迎え、『世界の声を反映する「ものづくり」を通じ、「二つとない」価値を提供することで、健康で豊かな生活に貢献する企業グループ』を実現するため、更なる基盤強化・成長戦略に取り組んでまいります。

・「グローバル経営の推進」
・「技術経営の推進」
・「サステナブル経営の推進」

という基本方針のもと、「ニッチ、スペシャル、グローバルに、健康と美味しさを提供し、世界のお客様に認めていただく食の素材メーカー」を実現し、グループ一丸となって、
より一層の企業価値の向上、株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

３．コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、経営の効率化、意思決定の迅速化、タイムリーな情報開示、組織体制の整備、法令遵守（コンプライアンス）を図ることにより、透明性の高い健全な経営の実現に取り組み、株主価値を継続的に高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

平成２５年３月３１日時点では、取締役１３名、監査役４名（内、社外監査役２名でそのうち１名の社外監査役は証券取引所の規則に基づく独立役員の要件を満たしております。）となっております。取締役会は、月１回開催の定時取締役会と、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催し、法令に定められた事項および経営上の重要事項の審議、決議をするとともに取締役の職務執行状況を監督しております。経営に関する重要事項は原則月２回開催の経営会議において十分に審議し、監視することにより、業務遂行の法令遵守及び効率的な遂行が実施できるよう体制を整備しています。

なお、当社は取締役の株主の皆様に対する責任のより一層の明確化と経営環境の変化に迅速に対応する体制を整備するため、取締役の任期を１年としております。また、平成１７年４月１日から執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分担化を図り、取締役会の機能強化に取り組んでいます。

監査役設置会社として、監査役は取締役の職務執行の監査をはじめ、経営会議・取締役会その他重要な会議に出席し、会計監査人と連携を取りながら監査の実効性と効率性を図っております。また、監査役会は、監査方針および監査計画を協議決定し、監査に関する重要な事項等の報告・決議・決定を行っております。

また、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、企業倫理の徹底を図るため、コンプライアンス担当役員をおくと共に、「不二製油グループ行動規範」を定め、不二製油グループの国内関連会社への周知のみならず海外関連会社向けには、不二製油グループ行動規範の現地語翻訳版を作成し配布するなど、グループ経営に必要なグローバルな視点からの法令遵守の啓蒙活動および企業倫理の浸透のための活動を実施しております。

Ⅲ　会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの内容

（１）本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし

て、当社の株券等の大量取得行為（１．（２）において定義されます。）が行われる場合に、当社取締役会が大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量取得者との交渉を行い、(iv) 当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めています。かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大量取得者には、当社取締役会が当該大量取得行為につき当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると認め、その旨を公表した場合を除いて、前記 (i) から (iv) の一連の手続きに従い、株主総会の決議が完了する日まで大量取得行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

（２）対象となる大量取得行為

本プランは、(i) 特定株主グループ[1]の議決権割合[2]を２０％以上とすることを目的とする当社株券等[3]の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が２０％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が２０％以上となる当社の他の株主との合意等[4]（以下かかる買付行為または合意等を「大量取得行為」といいます。）を適用対象とします。

---

[1] (i)当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。） の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

[2] 特定株主グループが、脚注 1 の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii)特定株主グループが、脚注 1 の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

[3] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

[4] 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項および第 6 項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

（３）情報提供の要求

前記（２）に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、大量取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量取得行為の概要を明示した、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、意向表明書受領後１０営業日以内に、大量取得者に当社が定める買付説明書（以下に定義されます。）の書式を交付いたします。大量取得者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

① 大量取得者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量取得者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大量取得者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去６０日間において大量取得者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大量取得者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

③ 大量取得行為の目的、方法および内容（大量取得行為の対価の価額・種類、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大量取得行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議の上、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量取得者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（４）取締役会による大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・情報開示

大量取得者より情報提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合は、当社取締役会は、６０日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または９０日間（その他の大量取得行為の場合）の検討期間(以下「取締役会評価期間」といいます。但し、当社取締役会は、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内（但し、原則として上限を３０日間とします。）で検討期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には速やかにその旨の情報開示を行い検討期間の開始時には適切と認める事項について情報開示を行うものとし、かつ、取締役会評価期間を延長する場合には、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。)を設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量取得者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量取得者の大量取得行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得るものとします。

その上で、当社取締役会は、大量取得行為の内容を検討し大量取得行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大量取得者と協議、交渉を行います。大量取得者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、株主の皆様が買付提案に応じるか否かにつき適切に判断できる状況を確保するため、大量取得者の大量取得行為の内容に対する当社取締役会の評価を取りまとめ、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要も併せて、適切に情報開示を行い、説明責任を果たします。また、当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量取得者から提出された買付説明書の概要、その他当社取締役会が適

切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

（５）株主意思の確認手続き

取締役会評価期間終了後、当社取締役会は、原則として、当社取締役会が下記(i)乃至(iii)に該当すると判断した場合を除き、当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断して頂きます。

(i)　大量取得者が本プランに定める手続きを遵守していない場合

(ii)　大量取得行為が２．（１）イ．またはロ．で規定する事項に該当する場合

(iii)　大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による普通決議によるものとします。

当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大量取得行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、前記１．（４）における取締役会評価期間終了後、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下、「本基準日」といいます。）を設定します。本基準日は、関係法令および証券保管振替機構による実質株主確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、当社は、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法により本基準日の公告を行うものとします。また、当社は、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様のご意向を速やかに確認するため、対抗措置として会社法その他の法令および当社定款により認められる措置のうち、当社がその時点で相当と考える対抗措置の内容を決定した上で、本株主総会を遅滞なく開催いたします。

① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

② 本株主総会の決議は、法令および当社定款１４条第１項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、大量取得行為の開始をしてはならないものとします。

④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

また、当社取締役会は、上記(i)または(ii)に該当する場合に準ずると判断し、かつ善管注意義務に照らして当社株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、当該大量取得行為に関する当社株主の皆様の意思を確認できるものとします[5]。

[5] 具体的には、株主総会において大量取得者等に対し買付行為等の中止を求める決議を行うことなどが考

２．大量取得行為が行われた場合の対応方針

（１）大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記１．（５）記載の通り、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大量取得行為に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことと致します。

なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は対抗措置を講じないものとします。

もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

イ．次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ．強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合

これらの場合、当社取締役会は、当該大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得つつ、対抗措置の発動、不発動の判断を行うものとします。

えられます。

なお、大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大量取得者が本株主総会終了の前までに大量取得行為を開始し、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

（２）大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大量取得者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報および買付説明書の提出を求めて大量取得者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

（３）対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙１に記載のとおりです。

（４）対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大量取得者が大量取得行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量取得者が大量取得行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

３．株主・投資家等の皆様に与える影響等

（１）本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量取得行為の提案を受けた時点における株主の皆様により判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量取得行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

なお、前記２．において述べたとおり、大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大量取得行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大量取得者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上することを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を執ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（本プランの定める手続きに違反した大量取得者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると認められるような大量取得行為を行う大量取得者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を執ることを決定した場合には、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

４．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または (ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

５．法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成２５年５月９日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

６．本プランの合理性

（１）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成１７年５月２７日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を完全に充足しています。また、平成２０年６月３０日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しております。

（２）株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本定時株主総会において当社定款第４５条に基づき本プラン導入に関する承認の決議がなされることを条件として本プランを導入させて頂く予定です。また、本プラン承認決議の有効期間を本定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、期間満了時には、当社取締役会は、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しています。

なお、前記４.「本プランの有効期間等」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入および消長は、当社株主総会の意思に基づくこととなっています。

（３）有事における株主意思の直接的な反映の機会の確保

本プランでは、大量取得者が所定の手続きルールを遵守した場合、原則として対抗措置の発動の可否についての判断を株主の皆様にご判断いただくための株主総会を開催することとしており、当社取締役会による恣意的判断を防止するとともに、株主意思が直接的に反映する機会を確保する仕組みとしています。

（４）外部専門家等の意見の取得

大量取得者が、本プランに定める手続きを遵守したか否か、大量取得者の提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かについての当社取締役会の判断の合理性・客観性を確保するため、本プランにおいて、当社取締役会は独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとしています。これにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

（５）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において随時、改廃の決議を行うことができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙１

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円を下限として当社株式の１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が２０%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8．当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者および取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本８.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

別紙２

当社の大株主の状況

平成２５年３月３１日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
伊藤忠商事株式会社	17,831 千株	20.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,176 千株	6.02%
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,146 千株	5.99%
野村信託銀行株式会社（信託口）	3,127 千株	3.64%
東京海上日動火災保険株式会社	2,614 千株	3.04%
全国共済農業協同組合連合会	2,185 千株	2.54%
日本生命保険相互会社	2,000 千株	2.33%
株式会社三井住友銀行	1,875 千株	2.18%
農林中央金庫	1,825 千株	2.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託退給口）	1,739 千株	2.02%

（注）出資比率は自己株式（1,609 千株）を控除して計算しております。

以　上

（参考資料）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）のイメージ図

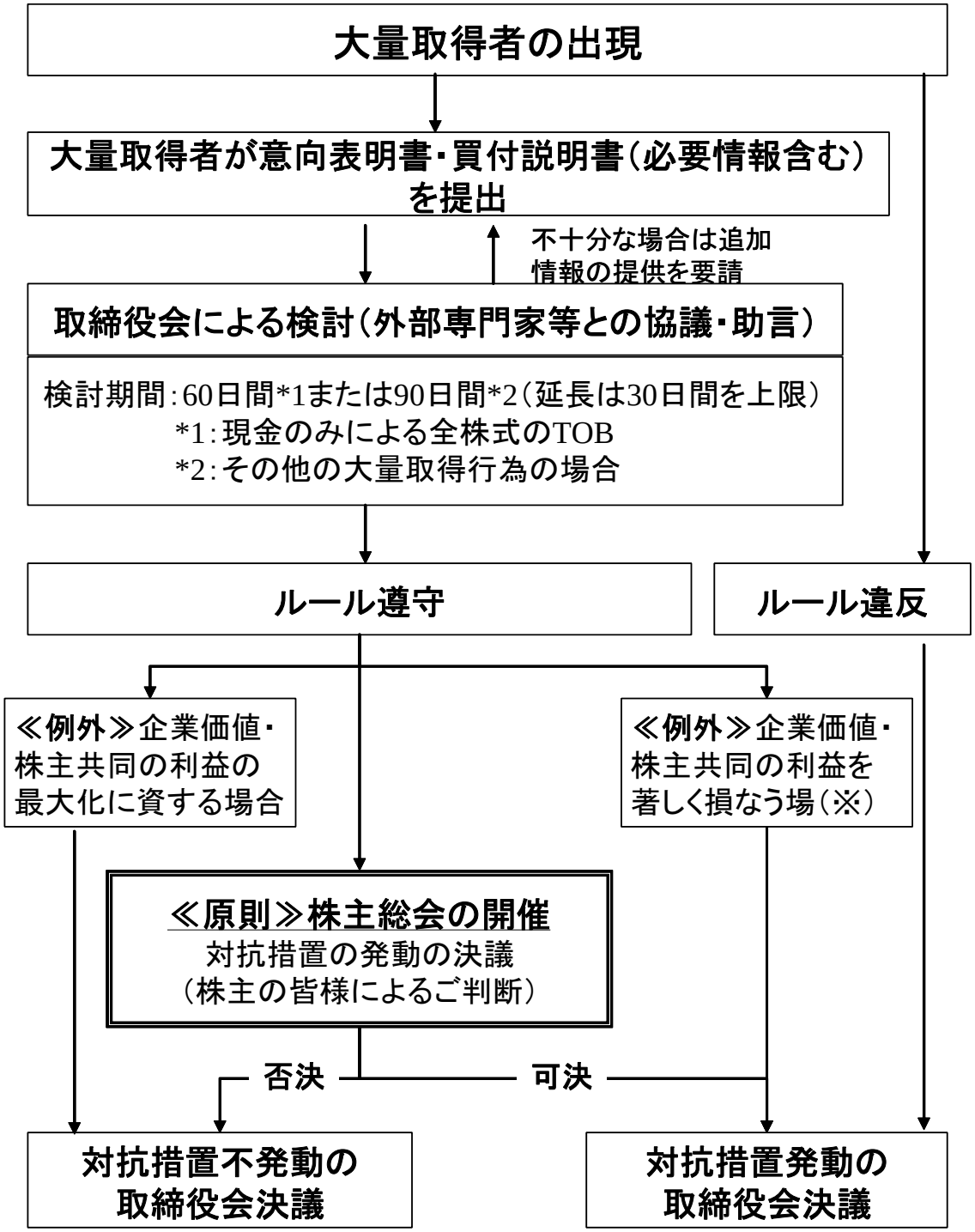

（注）イメージ図は、あくまで当社株式の大量取得行為に関する対応策のルールに対する理解を助けることを目的とした参考資料です。ルールの詳細については、当社の平成２５年５月９日付プレスリリース（以下、「本プレスリリース」という。）をご参照ください。

（※）本プレスリリースの２．(1) イまたはロで規定する類型に該当すると認められる場合